

令和3年（ワ）第10253号 損害賠償請求事件

原告 松村直人ほか1名

被告 国

意見陳述要旨

令和3年5月24日

原告 松村 直人

私は、原告の松村直人でございます。

原告として、意見を述べる時間を頂けましたので、私から、原告本人として、今、私が申し上げたいことと私の個人的事情について少しお話をさせていただきます。

私は現在も婚姻中です。子ども達は、共同親権下にあり、二人の子どもの親権を法的に保持しています。

それにも関わらず、私は子どもがどこに住んでいるのか分からず、そしてほとんど会うこともできず、子どもの進学、子どもの健康・医療という重要事項の意思決定に関わることも出来ない状態になっています。進路について「どうしたいの?」と子どもに質問して話し合うこともできません。

つまり、今の状態は、親権があっても無いに等しいのです。親権があっても意味がないのであれば、最初から婚姻中も単独親権にすればいいのではないかと思うくらいです。

通常の国民は、親権制度のことをどれくらい知っているのでしょうか？私はこのような状況になるまで何も知りませんでした。父母の関係に問題

がなければ、親権とはなにかと考える機会は通常、無いでしょう。

親権の話が出てくるのは「家庭がうまく機能しなくて、家族が困ったとき」です。特に、例えば、子どもの躰で意見があわない、子育てに関する考え方が異なる、父母の関係が良好でなくなってしまった、こういった時には子ども、家庭の弱者が、親権がうまく機能しないため困ることになります。

子どものために父母の共同親権が有効に機能をするべきなのですが、日本の親権制度には今回提訴をしたような欠陥があります。父母の対立について、裁判所が子の利益の観点から争いをやめさせるための司法判断ができないのです。

また、今回の訴訟で取り上げる、離婚後の子の監護の定めをする民法766条を類推適用した「監護者の指定」と言われる家庭裁判所の手続きは、一体何なのでしょう？「監護者の指定」を一方にすることで、他の親の親権がほぼ無意味になるのであれば、「監護者の指定」とは「親権」の剥奪をする手続きということになります。

そのような状態を結果として作り出すにも関わらず、家庭裁判所による審判では「監護者の指定」をすることで、指定された親に何ができて、指定されていない親には何ができなくなるのかという説明も、全く説明がありません。

父母の子育ての考えは、一致したり一致しなかったりで、ゆらぎ、そのことで父母が喧嘩をしてしまうようなことは誰もが経験することです。このように誰もが経験する、父母の子育ての考えが不一致の際に司法救済の手続きは何も無く、更には先程の民法766条の類推適用により、子の連れ去り・親子分断がまかり通っています。

この、父母の子育ての考えが一致しないときの法的手続きの不備は、戦後民法の制定当時から言われ、日本有数の民法学者が何十年も問題提起し

ていたにも関わらず、立法化が何もされなかったということです。そんな法的不備を説明すらせず、婚姻届を受理することは、国が欠陥住宅を何も説明無く売るようなものです。

この問題の最大の被害者は子どもたちです。ある日突然連れ去りにより片親と会えなくなり、更にいつまでも終わらない父母の争いに巻き込まれる。このような環境で育った子が大人になった時、絶望を生み出す、欠陥のある「婚姻中共同親権」の中で、婚姻を積極的にしたいと思うのでしょうか。

私は、このような絶望に巻き込まれるようなことを今日にでも、明日にでも終わらせたいです。被告であります、上川法務大臣におかれましては、本訴訟を争うのではなくスグにでも立法の不備を認め、和解協議に応じていただきたいと思います。

最後になりますが、私は過去も現在も未来も、家族のことを大事に思い、愛しています。

以 上